

2023年度第2回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会

議事要旨

【開催概要】

日時：2023年7月10日（月）18：00～20：00

会場：市庁舎 会議室2-1

【議事次第】

- 1 開会
- 2 事務連絡
- 3 議題
 - (1) ヒアリングについて（資料1）
 - (2) パブリックコメント（本則）及び意見募集（前文）の結果報告について（資料2～3）
 - (3) 答申書（案）について（資料4～7）
 - (4) 広報物（案）について（資料8～10）
- 4 その他
- 5 閉会

【配布資料】

- 資料1 ミニ講座「考えてみよう！子どもの権利」の実施結果について
- 資料2-1 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」（素案）パブリックコメントに対するご意見の概要と市の考え方について
- 資料2-2 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」（素案）パブリックコメントに対するご意見と市の考え方について【小学生】
- 資料3 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」前文（素案）意見募集に対するご意見の概要と市の考え方について
- 資料4 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」（案）

- 資料5 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」(案) 新旧対照表(抜粋版)
- 資料6 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」の周知に向けた広報物
について
- 資料7 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」広報物に入れる項目(案)
- 資料8 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」リーフレット(案)
【小学生向け】
- 資料9 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」リーフレット(案)
【中高生向け】
- 資料10 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」リーフレット(案)
【大人向け】
- 資料11 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」副読本(案) 抜粋版

2023年度第2回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員出席者

（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員

氏名	所属	出席
◎吉永 真理	昭和薬科大学	出
菅野 幸恵	青山学院大学	出
吉川 由里	法律事務所たいとう	出
叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	欠
松井 大輔	町田商工会議所	欠
渡邊 蔵之介	市民	出
福田 麗	町田市青少年委員の会	欠
柴田 初菜	さがまち学生Club	出
堀越 彩珠	子どもセンターただON子ども委員会	出

◎：部会長

備考：傍聴者（1名）

2023年度第2回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 事務局出席者

氏 名	所 属
大坪 直之	子ども総務課
堀 秀彰	子ども家庭支援センター
横山 法子	市民協働推進課
深沢 光	福祉総務課
西久保 陽子	生涯学習センター

子ども総務課事務局：奥 雅文、尾島 早紀、高橋 奈緒

【議事内容】

1 開会

子ども総務課企画総務係長：ただいまから、2023年度 第2回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を開会いたします。私は、子ども総務課企画総務係長の奥と申します。議題に入る前まで、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、会議の欠席の連絡をお伝えします。叶内委員、福田委員から欠席の連絡が入っております（松井委員欠席）。事務局では児童青少年課長の菊地、教育総務課長の高田が欠席のため、こちらの課に関する質疑がございましたら、事務局がお預かりし、後日報告いたします。また、会議の運営支援として、株式会社創建が参加いたします。記録要旨作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。本日の会議の進行ですが、2時間程度を目安に進行していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2 事務連絡

子ども総務課企画総務係長：会議の公開についてですが、本日1名の方が傍聴を希望されております。特にご意見がなければ、公開ということよろしいでしょうか。

一同：（異議なし）

子ども総務課企画総務係長：傍聴の方が入室されましたので、議事を進めさせていただきます。それでは、本日配布している資料の確認をいたします。お手元の資料をご覧ください。

■資料の確認

[資料1～11の確認]

子ども総務課企画総務係長：ここからの進行につきましては、吉永部会長にお願いいたします。

3 議題

吉永部会長：皆さん、こんばんは。今回の会議は当初の予定ではなかったものですが、皆

さんに集まっていたいただき、もう一度考えていただくために事務局側で設定された会議です。引き続きしっかり意見を言っていたいだきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(1) ヒアリングについて

吉永部会長：それでは、議題に入りたいと思います。ヒアリングについて、事務局から説明をお願いいたします。

[資料1の説明]

吉川委員：2ページ目の下の方に載せている、おそらく当日に使われたパワーポイントの資料について、「大人の責務とは」としっかり書かれていて私は感動したのですが、どこかに資料が載っているのでしょうか。

子ども総務課長：こちらはパワーポイントで作った16ページほどの資料で、こういった講座で使うために、応用が利くように作ったものでございます。ホームページへの掲載等はしておりませんが、今後また様々なことに活用していきたいと思っております。

吉永部会長：2ページ目の「当日参加者の声」について、上から6番目までが(1)青少年委員の会の定例会で出てきた意見で、最後の2つが(2)青少年健全育成地区委員会連絡協議会で出てきた意見で良かったでしょうか。6番目にある「子どもがイベントに参加することが「参加する」権利だと思っていた」というのは正直に言ってくれて良かったと思います。実際にそういう風に思っていた人は多いのではないかと思うので、今回のグループワークで気付いていただけて良かったと思いました。

子ども総務課長：どの意見がどの会で出てきたかは、おっしゃるとおりです。実際に取り組まれている活動がどの権利に該当するかというグループワークを行いました、「取り組んでいる活動は、育つ権利に該当するものが多い」など率直な感想を頂きました。

柴田委員：子どものための条例だけど、大人がちゃんと理解をして気付き、動いていかないと条例をうまく活かさないだろうということに気付きました。今まで内容は子どもたちにもわかるようにという話をしていましたが、ここからは内容をどう大人た

ちにまで周知させるかを考えていくと良いのではと思いました。

子ども総務課長：今回行ったのは青少年委員、市政や子どもに関わり合いのある大人に行いましたが、そうではない普通の地域の皆さんにこういったことを行った時にどうなるのか、検証していきたいと思っています。

渡邊委員：「当日参加者の声」の4番目にある民生委員について、相談役というイメージはありますが、実際は知らないことが多いなと思いました。今回の会には民生委員の方も参加されていたのでしょうか。

子ども総務課長：民生委員の方は、今回はいらっしゃっていません。

福祉総務課長：民生委員については、地域の相談役というのが一番わかりやすいと思います。福祉に関する困りごとの相談窓口で、様々なサービスとかを紹介してくれたり、様々な施設に繋いでくれたりする役割を担っています。

吉永部会長：児童委員と兼ねているので、子どものこともやっているのではないのでしょうか。

福祉総務課長：児童委員とは兼ねています。直接お子さんからというのはあまりないとは思いますが、子どもについてのサービスに関することも相談に乗るということが多々あると思います。

菅野委員：私も「子どもがイベントに参加することが「参加する」権利だと思っていた」というような気づきがたくさん必要なのだろうと感じました。また、「今日初めて知った」という人もいたので、これを拾っていくことが大事だろうと再認識しました。

(2) パブリックコメント（本則）及び意見募集（前文）の結果報告について

吉永部会長：続きまして、パブリックコメント（本則）及び意見募集（前文）の結果報告について、事務局から説明をお願いします。

〔資料2～3の説明〕

菅野委員：子どものコメントは特に面白いので、じっくり読ませていただきたいと思います。資料2-1の5ページ目に、救済や相談についてのご意見があり、それに対して「人権擁護委員に相談できる制度などがあります」という回答になっていますが、実際に子どもが人権擁護委員に相談することはあるのでしょうか。

子ども総務課長：お子さんが直接相談する窓口としては、「まこちゃんダイヤル」のよう
なところが多いのではないかと思います。子ども相談センターに設置されている地
域相談センター、子どもセンターの職員などが子どもに身近な相談先ではないかと
思います。

吉永部会長：2ページ目のNo24にも「まこちゃんダイヤル」が書かれていますが、ど
れくらい相談件数があるのでしょうか。

子ども家庭支援センター長：「まこちゃんダイヤル」の相談件数は、ダイヤル回線自体が
何回つながったかということに集計を取り直しておりまして、概算にはなりますが、
年間で50～60件程お電話をいただいている状況です。

「まこちゃんダイヤル」のPRは、毎年4年生～6年生、中学校1年生～3年生に
「まこちゃんダイヤル」のカードの配布を行っております。カードは4年生で初め
てもらい、中学校3年生になるまで毎年もらうので、1番多く持っている子で6枚
持つこととなります。もちろん無くさないようにということもありますが、例えば
ランドセルに1枚、家に1枚置いてほしいといった意味合いもあります。年々多く
かかってくるようになっており、これからも利用していただけるようにアナウンス
していきたいと思っております。

菅野委員：カードは捨てられてしまうということもあるのではないのでしょうか。結局配っ
ても、持っていないと意味がないのではと思います。

渡邊委員：サイズはもっと大きい方が良いのではと思います。

子ども家庭支援センター長：特に中学生だと生徒手帳に入れてもらえるかと思い、カード
にしたというところがあります。ただ、小学生からすると、捨ててしまうこともあ
るかもしれません。

菅野委員：資料2-2の7ページのNo79や80で、実際に危ない目にあったから子ど
も110番がほしいという意見や、No81の避難する所がほしいという意見はけ
っこう切実なので、受け止めないといけないのではと思いました。この条例をつく
った後の対応としてできるかということが問われている感じがしました。

子ども総務課長：条例の権利の部分というより、実際の防犯の部分ということだと思いま
す。パブリックコメントの内容は、防災部門にも共有しています。

吉川委員：権利救済機関は真剣に考えていかないと本当に後れを取ってしまうだろうなど
やはり思います。先ほど教えていただいた「まこちゃんダイヤル」は、結局聞きつ

ばなしということでしょうか。それとも、どこかに繋げることもあるのでしょうか。
子ども家庭支援センター長：基本的にはかけてきた方の意思に寄りますが、話の内容から、対面で話をすることを提案したり、お望みの場所や繋がりたいサービスがある方であれば、そこをご案内したりすることもあります。基本的には心配だなと思うケースは、一度会って話をすることを提案させていただき、適切な対応をしていくという形になります。

吉川委員：次に行く場所を示すみたいなことだけでは、実質的な権利救済には繋がらないのではないかと思います。子どものための権利救済機関は、そこちゃんと手当てしてこそその機関だと思うので、今後になるとは思いますが、ぜひ積極的に取り組んでいただけたらと思います。

資料2-1の2ページ目のNo10に、差別の禁止が明記されていないことに対するご指摘がありますが、差別の禁止は最初からなかったのでしょうか。「子どもの権利条約」には「4つの権利」以外に「4つの原則」もあり、その中の1つで差別の禁止をしっかりと謳っています。そういう意味では、あらゆる種類の差別を禁止することもしっかりと明記した方が良いのではないかと今さらですが思いました。何か入れない理由はあるのでしょうか。

子ども総務課長：当初から「差別の禁止」はありませんでしたが、現在の表現でも「差別の禁止」は含まれるようになっていきます。この条例は広くとれるような形で作っており、シンプルな流れの中で様々なことが網羅できるように意識して作っているというのはあります。

吉川委員：あまり細かいことを規定すべきではないという趣旨は理解しながらも、差別の禁止は「子どもの権利条約」の中で、全体を貫く「4つの原則」のうちの1つとしてある以上、そこをあえて書かないことには違和感を覚えました。

吉永部会長：差別のことは入れた方が良いのではないかという議論が以前にもありましたし、ここで提案されていることはちょっとした変更で済むような気がしますので、入れるという案も良いのかなと思いました。

子ども総務課長：入れるタイミングがなかなか難しいかもしれませんが、検討したいと思います。

吉永部会長：資料2-1のNo6について、子どもたちが「子どもの権利」で「健康に配慮され、適切な医療を受けられること」を保障されていることをわかっていない方

がいるのかなと思い、私はこれを見た時に子どもは大丈夫かなと思いました。そのあたりは議論になったりしたでしょうか。

また、回答の仕方について、順番を変えて「健康に配慮され、適切な医療を受けられることは子どもが安心して生きるための権利です」という風に、生きる権利の内容を明確に出すように答えられないでしょうか。似たような考えで読んでいる人もいると思うので、答え方が大事なのかなと思います。

子ども総務課長：医療の選択は、信条など保護者が考えていることに影響され、変えることは難しいので、「子どもの権利」を浸透させて周りから発信することが大事かと思えます。保護者だけでは対応できないこともありますので、条例を契機に「子どもの権利」をより一層広げていきたいと思えます。

伝わりやすい答え方というのは、検討させていただきます。

吉永部会長：資料2-1のNo15については、事業者の役割のところ、子どもを育てている方へのサポートは入っていると思えますので、「参考にさせていただきます」ではなくて良いのではないかと思います。

吉川委員：わざわざ入れたところがまさにこれに相当するのではないかと思います。

子ども総務課長：環境づくりを施策として捉え、参考にさせていただくという表現にしております。今回の条例によって子育てしやすい環境が作られるといったことがわかるようにできないか検討したいと思えます。

吉永部会長：子どもたちへのフィードバックはするのでしょうか。

子ども総務課長：フィードバックはする予定です。市の考え方はあっさりしたものになっていますが、「〇〇してほしい」といった個別な内容に回答するのは難しいので、少しまとめた表現で子どもたちに伝わる書き方で返したいと考えております。

吉永部会長：資料3の1のNo1とNo2はご意見が似ていると思えますが、No2の答えは少々ラフな感じがします。No1では「特徴のある前文にする」という考え方以外のこともちゃんとあって丁寧に書いてあるので、No2でも同じように答えて良いのではないかと思います。

子ども総務課長：No1の方が少し丁寧な感じがありますので、考えてみたいと思えます。

吉永部会長：パブリックコメントには、子どもにもわかりやすくしてほしいというご意見はなかったのでしょうか。ふりがなはどうでしょうか。他の自治体では入っているところがあります。ふりがながないと、海外の方とかは読めないですよ。

堀越委員：ふりがながなかったら意味を親に聞いたり、親と一緒にこの内容を知ったりするのに繋がるかもしれないと思いました。

子ども総務課長：ふりがなについては法制担当とも調整した結果、町田市では条例に入れられません、リーフレットや副読本などに入れていきたいと考えております。

渡邊委員：資料2-2のNo25から町田市にもっと自然や緑がほしいということが書いてあり、大人としては、町田市は自然が相当あると思っていたので、子どものイメージする緑と大人が感じるものは違うのかなと思いました。

また、資料2-1の大人の方では学校の統廃合の話が結構出ていたと思いますが、子どもの方には全く出てなかったのも、意外でした。

子ども総務課長：今在学のお子さんだと、町田第一小学校は影響がないからではないかと思えます。また、自然についても、町田第一小学校だとマンションに住んでいる方が多いので、少し足を延ばさないと緑がないことが考えられます。

堀越委員：資料2-2のNo78に、電話だと言にくいこともあるとありますが、自分で携帯を持っていない人や、家の電話からじゃないと電話できないけれど、親がいるからできない人のためにも、子どもを助ける場所があると良いというのはわかるなと思いました。

吉永部会長：先ほどの権利擁護の話とも繋がってくると思えます。

子ども総務課長：子どもが直接相談しやすい場所を作っていくことが大事だと思っております。

柴田委員：子どもたちがたくさん意見を出してくれたなというのが率直な感想です。難しいとは思いますが、こういうことが1個1個達成できたら、より子どもにやさしいと言えるまちづくりにつながると思いました。この条例には直接関係なくても、子どもたちの意見を聞いたことは大きいことだと思うので、今後の施策に繋げていけたら良いものになるのではと思いました。

副読本でふりがなはマストかなと思います。6年生になっても発達障がい等で漢字が入ってこない子もいるので、学年で分けるのではなく、子どもたち向けは一律全部ふりがなをふるというのは考えていければと思います。

吉川委員：資料3の3ページ目にあるNo4について、意見に対しては私も同意なのですが、市の考え方の後半部分についてはそうなのかなと正直疑問です。「参加する権利」だけ頑張ってしまうと、他の3つの権利を蔑ろにしてしまう恐れも十分あるの

で、この説明では納得できないのではないかと思います。

子ども総務課長：N o 4のご意見だけでなく、前文の変わった時にも皆さんから色々ご意見を頂いておりますので、こちらの回答の表現については考えたいと思います。

渡邊委員：資料3の1のN o 1とN o 2に書かれている「特徴のある前文にする」という考えについて、思いをぶつけさせてもらおうと、あれだけ前文を作ってきたのに変わってしまった中で、「特徴のある前文にする」という考えがあるのであれば、最初から言ってほしかったと思います。これだけ変わってしまった後に市の方向として示されても、受け入れがたいというのが個人的な思いです。

吉川委員：「特徴のある前文にする」というのは、すごく大人目線だと思います。大人の都合であって、特徴のあるということを別に子どもたちは求めてないのではないかと思います。

吉永部会長：「特徴のある前文」という言い方に、皆さんはちょっとだけ違和感があるということですよ。字数を減らして子どもにわかりやすくしたなど、せめてそういう表現だったら良いのではと思います。市の考え方の公表は10月ということなので、ご検討していただけると良いかなと思います。よろしくお願いします。

子ども総務課長：方向性をもう少し早く示すことができなかつたのは、こちらの反省点でございます。表現については、検討していきたいと思います。

(3) 答申書(案)について

吉永部会長：続きまして、答申書(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

[資料4～5の説明]

吉永部会長：今回は条例文を検討する最後の機会であり、次回は答申案を承認するプロセスとなります。「優先して考慮され」のようにちょっとしたことで直ると、それだけでもすごく違うと思うので、気づいた点がありましたら、ぜひ述べていただければと思います。

吉川委員：5ページ目の第3条「生きる権利」について、「命が守られ、尊重されること」の「命が尊重される」というところに違和感を持ちました。命は絶対的に大事なものだと思いますので、「命が守られること」だけで良いのではないかと思います。どういう趣旨で入れられたのか教えてもらえればと思います。

子ども総務課長：「生きる権利」において、確かに命というのは守られるのが当然であります。尊厳をもって、みんなで命の大事さを貴ぶという意味合いで「尊重される」を入れております。

吉永部会長：ちなみに、他市では「守られ、及び尊重される」とあります。

パブリックコメントの市民活動団体は、地域住民に入るということで合っているでしょうか。

子ども総務課長：おっしゃるとおりです。

吉永部会長：話が前後しますが、パブリックコメントについて、権利の侵害に対するご意見の回答に第14条「権利の侵害からの救済」の第2項に「救済を求めることができる体制を整備します」とあることを回答に入れた方が良いと思います。パブリックコメントで答えていると、市が必ずこれをやるというのが市民により印象深く伝わるし、市も絶対これをやるという感じになっていけると思います。

他に気づくことあるでしょうか。アイスブレイク的に、自分が一番大事にしているこだわりポイントを皆さんから教えていただければと思います。

吉川委員：こだわりポイントは、第6条「参加する権利」あたりの意見表明権保障です。

本条例は市政に対する参加というところを1つの切り口としていることは理解していますが、政治に参加するという意味での参加や参画の意見表明以前に、家庭では保護者、学校では先生、児童福祉の分野では施設の方などが、どれだけ子どもたちの話を聞いてくれているのかといったことが気になっています。そもそも子どもたちが自分の意見を言って良いと思っているのかということが、これまでのアンケートを拝見してもすごく気になるところなので、この辺りをもう一步踏み込めても良いのかなと思いつつ、今日で検討の機会が最後ということなので、どれだけ申し上げて良いのか悩ましく思っています。

吉永部会長：今お話を聞いていて、意見を聞くという責務がどこにも入っていないことに初めて気付きました。どこかに声を聞くという言葉が入っていても良かったなと思いました。

堀越委員：第16条「子どもの居場所づくり」です。居場所があるということは安心もできるし、居て良い場所があるということは良いことだと思います。

渡邊委員：第4条「育つ権利」です。家庭の余裕がないとなかなか難しいところだと思いますが、市や周りの大人がフォローしていけたら良いなと思います。ただ、そう

思いつつ、なかなか難しい部分だなと肌で感じているところです。

柴田委員：第14条「権利の侵害からの救済」が良いなと思います。子どもは一人ひとり尊重されるべきで、一人ひとりの意思を発信することはとても大切ですが、子ども一人ではどうにもならず、命に直結することもあるので、大人が救済しなければならぬことは譲れない点だと思います。

気になる点として、「及び」の使い方について、動詞と動詞を繋げる時に使用しているものはリズムが止まってしまう気がしたので、これが合っているのなら申し訳ありませんが、言い換えても良いと思います。前文がリズム良くて読みやすいので、本文の内容で引っかかるところは何か少しでも削ればなと思いました。

菅野委員：こだわりポイントは前文です。改めて気になったのは、前文2段落目の「議会や市役所はもちろん、市民や事業者が」のところで、市民が最初に出てくる方が良いかなと思いました。

話題に出てきた第3条の「命が守られ、尊重されること」については、確かに言われてみれば「尊重」ではないと思いました。ユニセフの「子どもの権利条約」の「4つの原則」の説明では「命を守られ成長できること」とあり、それなら理解できるので、「命が守られること」や「命が守られ、成長できること」の方が良いと思いました。

意見表明に関しては、子どもが意見を表すことができ、大人はその意見を考慮するということがユニセフのホームページに書いてあるので、第7条「大人の責務」のところに子どもの意見を聞くことや配慮することがあると良いと思いました。

差別については、入れられるのならば、第5条「守られる権利」の第3項「不当な扱い」の前に「差別」と入るとちゃんと強調しているということが示せてより良くなると思います。

吉永部会長：皆さんのそれぞれ好きなおところやこだわりポイントが聞けると、この条例に対する理解がすごく深まると思います。また、皆さんの意見を伺って、やはり「差別」という言葉を入れたほうが良いのではないかなと思いました。あまり多くのことを直すのは難しいかもしれませんが、次回が承認の機会となるので、少しだけまた検討していただけたらと思います。確認については、私と事務局に預けていただいて、検討させていただくという方法でよろしければやらせていただければと思います。

(4) 広報物(案)について

吉永部会長：続きまして、広報物(案)について、事務局から説明をお願いします。

[資料6～11の説明]

菅野委員：リーフレットの表紙のイラストについて、「男女」という枠に当てはまらない子もいるので、スカート履いているとかズボン履いているではなく、色々な子がいると良いと思います。松葉杖をついていたり、車いすに乗っていたり、男女以外のものでも多様な子どもがいるイラストに変えてほしいと思います。

子ども総務課長：そういったご意見をいただくための場なので、気が付いた点を教えていただければと思います。

渡邊委員：なかなかインパクトあって、驚きました。資料10の大人向けのリーフレットの表紙は、疎開するのかなと思いました。

吉川委員：イラストはどなたがお描きになるのでしょうか。子どもが書いたら面白そうと思います。

子ども総務課長：今回のものは、委託業者が書きます。

吉永部会長：議論の中で子どもたちと一緒に作るという話があったような気がしているのですが、それはもうないのでしょか。

子ども総務課長：一から子どもたちの意見を聞きながら作るのが本当は良いのかもしれませんが、条例をリリースした時からこういったものを活用して広報・啓発活動できるように、今回は皆さんの意見を聞きながら作ります。子どもたちが参加しながらできることは、次年度以降に考えていきたいと思っています。

菅野委員：資料11の副読本の最後のページに「考えてみよう」とありますが、正解を当ててみたいと感じだと本質的な理解につながらない気がします。今回の子どものパブリックコメントのように自由に書いて、自由に発想できる方が本質的な理解になるのではないかと思います。

吉永部会長：今日の会議では、子どもたちの意見表明権や「参加する権利」の部分で大人が子どもの声を聞けるのか、意見をちゃんと反映するようにするのかのような話がありましたので、大人の啓発にはそういうものも入れた方が良いのではと思いました。

「まこちゃんダイヤル」の話も出ていましたが、町田市には色々な居場所もありますし、市民活動団体もたくさんありますので、そういう実際にあるものを掲載して子どもたちが活用できるようにしてあげたら良いのではと思います。意見募集の方にもあった冒険遊び場なども少し入れてあげたら、子どもたちの居場所を見つけやすくなるのではと思いました。

柴田委員：資料11の副読本にある「子どもできることはなんだろう？」の部分で、特に「参加する権利」の「地域や学校の活動に積極的にチャレンジしよう」というのはやらせよう感があるので、「何かやりたいことを見つけよう」のようにもう少し丸くならないかなと思いました。

すごく見やすいですし、字も大きくて良いかなと思います。ただ、小学生向けのリーフレットにも大人がやってくれることを入れても良いのではとは思いました。中高生向けになったら急に大人の義務が出てきますが、小学校のうちから伝えることも大切なかなと思います。

子ども総務課長：事務局でも他市の資料を参考にしながら作成していますが、どの年齢にどこまで書くのか、どの表現が良いのか、目線や立ち位置を想定することが難しいので、イラストでもイメージでも構わないので、感じたことがあればぜひご意見をいただきたいと思います。

渡邊委員：資料11の副読本の「育つ権利」にある「遊びも勉強もおうちのお手伝いも、自分らしさを大事にしながらがんばってみよう」という部分の表現が何となく少し引っかけります。

「まこちゃんダイヤル」について、この番号はどこにかかる電話になるのでしょうか。専門の部署があって、そこにかかるのでしょうか。

子ども家庭支援センター：「まこちゃんダイヤル」は子ども家庭支援センターの別回線にかかってくるので、対応しているのは子ども家庭支援センターの職員です。ただ、そちらの回線でかかってきた際には「まこちゃんダイヤルです」と出るなど、出方や伝え方を変えた形で対応させていただいております。

吉川委員：私もやっぱり資料11の副読本にある「子どもにできることは何だろう？」の部分全般にちょっと嫌だなという印象を受けています。すごく説教くさいがしますし、「こういう風にしましょう」みたいなことは別に言われなくても良いのではないかなと思いました。

資料8の小学生向けのリーフレットについては、表現がちょっと難しいかなという気がしました。例えば、「守られる権利」にある「自分の情報を不当に使われないこと」は、小学生にはちょっと難しいと思ったので、例を他のものにするなど工夫すると良いのではと思いました。

吉永部会長：町田第一小学校の子ども達も言っていましたが、自然について、リーフレットの最終ページに建物とか人しか入っていないので、何か自然も少し書いていただければ嬉しいなと思いました。

まだしばらく検討が続くということなので、広報物については何か気づいたらメールしてもよろしいでしょうか。

子ども総務課長：今後も他に気付いた点があれば、メールしていただければと思います。

4 その他

吉永部会長：他に何かございますか。よろしければ、進行を事務局にお返しいたします。

5 閉会

子ども総務課企画総務係長：吉永部会長、ありがとうございました。以上で本日の会議は終了となります。次回の会議は7月27日（木）となります。

以上を持ちまして、2023年度第2回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。